

別紙 1（第 2 関係）

1. 点検計算の許容範囲

(1) 結合多角方式、単位多角形方式、単路線方式

区 分 項 目		1 級確測基準点測量	2 級確測基準点測量	3 級確測基準点測量	4 級確測基準点測量
結・ 合単 多路 角線	水平位置の閉合差	$100\text{mm}+20\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$	$100\text{mm}+30\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$	$150\text{mm}+50\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$	$150\text{mm}+100\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$
	標 高 の 閉 合 差	$200\text{mm}+50\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$200\text{mm}+100\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$200\text{mm}+150\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$200\text{mm}+300\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$
単 位 多 角 形	水平位置の閉合差	$10\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$	$15\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$	$25\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$	$50\text{mm}\sqrt{N}\Sigma S$
	標 高 の 閉 合 差	$50\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$100\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$150\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$	$300\text{mm}\Sigma S/\sqrt{N}$
標 高 差 の 正 反 較 差		300mm	200mm	150mm	100mm
備 考		Nは辺数、 ΣS は路線長 (km) とする。			

(2) G N S S 観測

ア. 環閉合差及び各成分の較差の許容範囲

区 分	許 容 範 囲		備 考
基線ベクトルの 環閉合差	水平 (ΔN 、 ΔE)	$20\text{mm}\sqrt{N}$	N : 辺数 ΔN : 水平面の南北方向の閉合差 ΔE : 水平面の東西方向の閉合差 ΔU : 高さ方向の閉合差
	高さ (ΔU)	$30\text{mm}\sqrt{N}$	
重複する基線 ベクトルの較差	水平 (ΔN 、 ΔE)	20mm	
	高さ (ΔU)	30mm	

イ. 電子基準点のみの場合の許容範囲

区 分		許容範囲	備 考
結合多角 又は単路線	水平 (ΔN 、 ΔE)	$60\text{mm}+20\text{mm}\sqrt{N}$	N : 辺数 ΔN : 水平面の南北方向の閉合差 ΔE : 水平面の東西方向の閉合差 ΔU : 高さ方向の閉合差
	高さ (ΔU)	$150\text{mm}+30\text{mm}\sqrt{N}$	

2. 平均計算による誤差の許容範囲

(1) 仮定三次元網平均計算（GNSS観測による場合）

ア. 基線ベクトルの各成分による許容範囲

区 分 項 目	1 級確測基準点測量	2 級確測基準点測量	3 級確測基準点測量	4 級確測基準点測量
基線ベクトルの 各 成 分 の 残 差	20mm	20mm	20mm	20mm
水平位置の閉合差	$\Delta s = 100\text{mm} + 40\text{mm}\sqrt{N}$ Δs : 既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N : 既知点までの最少辺数（辺数が同じ場合は路線長の長短のもの）			
標 高 の 閉 合 差	$250\text{mm} + 45\text{mm}\sqrt{N}$ を標準とする。 N : 辺数			

イ. 方位角、斜距離、楕円体比高による場合の許容範囲

区 分 項 目	1 級確測基準点測量	2 級確測基準点測量	3 級確測基準点測量	4 級確測基準点測量
方 位 角 の 残 差	5秒	10秒	20秒	80秒
斜 距 離 の 残 差	$20\text{mm} + 4 \times 10^{-6} \cdot D$ D : 測定距離 (mm)			
楕円体比高の残差	$30\text{mm} + 4 \times 10^{-6} \cdot D$ D : 測定距離 (mm)			
水平位置の閉合差	$\Delta s = 100\text{mm} + 40\text{mm}\sqrt{N}$ Δs : 既知点の成果値と仮定三次元網平均計算結果から求めた距離 N : 既知点までの最少辺数（辺数が同じ場合は路線長の長短のもの）			
標 高 の 閉 合 差	$250\text{mm} + 45\text{mm}\sqrt{N}$ を標準とする。 N : 辺数			

(2) 厳密水平網平均計算及び厳密高低網平均計算

区 分 項 目	1 級確測基準点測量	2 級確測基準点測量	3 級確測基準点測量	4 級確測基準点測量
一 方 向 の 残 差	12"	15"	—	—
距 離 の 残 差	80mm	100mm	—	—
単位重量の標準偏差	10"	12"	15"	20"
新点位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm
高 低 角 の 残 差	15"	20"	—	—
高低角の標準偏差	12"	15"	20"	30"
新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm

(3) 簡易水平網平均計算及び簡易高低網平均計算

区 分 項 目	3級確測基準点測量	4級確測基準点測量
路線方向角の残差	50″	120″
路線座標差の残差	300mm	300mm
路線高低差の残差	300mm	300mm

(4) 三次元網平均計算（G N S S観測による場合）

区 分 項 目	1級確測基準点測量	2級確測基準点測量	3級確測基準点測量	4級確測基準点測量
斜 距 離 の 残 差	80mm	100mm	—	—
新点水平位置の標準偏差	100mm	100mm	100mm	100mm
新点標高の標準偏差	200mm	200mm	200mm	200mm

別紙２ 認証申請を行う確定測量の網図等の作成の方法（第３関係）

- 1 確測基準点の網図及び平板確定図一覧図の作成に当たっては、「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」の別紙１の別記５によるものとする。

2 認証申請添付書類の作成要領

（１）確測基準点網図

認証申請添付書類の記号等の着色は、次のとおりとする。ただし、最低次数の着色は不要とする。

基本三角点	-----	青
四等三角点及び既設の確測基準点	-----	緑
一次路線の辺	-----	赤
二次路線の辺	-----	青
三次路線の辺	-----	緑

（２）平板確定図一覧図

認証申請添付書類の記号等の着色は、次のとおりとする。

認証申請区域の外周の図郭線	-----	赤
---------------	-------	---

（３）認証の承認申請区域図

認証の承認申請区域図は、国土地理院発行の1/25,000又は1/50,000の縮尺の地形図に当該地区の周囲を赤線で描き、内部を薄赤色に着色すること。なお、同一市町村等の区域内で認証済の地区があればその地区の周囲を緑線で描き内部を緑色で着色し、当該申請区域中の地区と区別すること。

別添様式 1（第 4 関係）

番 号
年 月 日

農林水産大臣

殿

事業主体所在地

事業主体名称

代表者名

国土調査法第 19 条第 5 項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

このことについて、 年度に が行った測量成果（農林水産省所管換地を伴う土地改良事業の確定測量）について国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項及び国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 10 条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記

- 1 測量及び調査を行った者の氏名又は名称
- 2 作成した地図及び簿冊の名称
- 3 測量及び調査を行った地域及び期間
- 4 当該成果に存する測量又は調査上の誤差の程度
- 5 添付書類
 - （1）総括表（様式）
 - （2）換地計画書の地区総計表の写し
 - （3）確測基準点の精度管理表
 - （4）認証の承認申請区域図
 - （5）確測基準点の網図
 - （6）平板確定図一覧図の写し

様式

総括表

都道府県名		市区郡名		町村（区）名		測量（調査）の実施地域名		測量（調査）の実施期間		
								平成 ～ 年度		
事業施行者名			代 表 者 名			事 業 名		事 業 根 拠 法		
成 果 件 数	基準点測量の既知点数及び点名				新 点 数		測 量 の 方 法			
	計 点				1 級確測基準点 点					
					2 級確測基準点 点					
					3 級確測基準点 点					
					4 級確測基準点 点					
	確定測量図の精度				縮 尺				枚 数	枚
	総 筆 数		筆		総 面 積		km ²			
検 査 終 了 証 明	工 程 分 類		作 業 機 関 名		代 表 者 名		検 査 者 氏 名		検 査 者 の 所 属	
	基 準 点 測 量									
	確 定 測量等	確 定 測 量								
		確定測量図								
参 考 事 項	権利者会議月日及び換地計画認可（又は決定）の月日（予定を含む。）			権 利 者 会 議		平成 年 月 日				
				換地計画認可（決定）		平成 年 月 日				
	調査実施地域に係る市町村の国土調査による地籍調査の実施又は計画の有無			計画市町村名				計画期間		
				実施市町村名				実施期間		

別添様式 2（第 4 及び第 5 関係）

番 号
年 月 日

支 局 長
（地方）法務局 出張所長 殿

事業施行者名（注 1）

㊟

国土調査法第 19 条第 5 項の規定による指定について（通知）

 が行った 地区の土地改良事業に係る確定測量成果について、 年 月
日 { 国土交通大臣 } より、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項の規定に
農林水産大臣
よる指定がなされたので通知します。

なお、この確定測量成果は、 年 月 日をもって申請した換地処分による登記の申請書に添付（注 2）してあります。

（注 1） 施行団体名並びに代表者の代表資格及び氏名を記載する。地方公共団体又は国の機関以外の者はその主たる事務所の所在地も記載する。

（注 2） 土地改良登記令第 5 条第 3 項の規定により添付書類とみなされるものを含む。

別添様式3（第5関係）

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事名

㊟

国土調査法第19条第5項に基づく国土調査の成果としての認証を受けるべき場合に
該当する確定測量成果の報告について

このことについて、平成 年度に国営 土地改良事業地区について実施した確定測量成果
について、「国土調査法第19条第5項の成果の認証に準ずる指定の申請に係る事務取扱い等
について」（昭和56年1月5日付け55構改B第1847号農林水産省構造改善局長通知）の記
の第5の1の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

別添様式1の記と同じ。